平成３０年（フ）第３２３号
東京都三鷹市中原３丁目13番１―403号
債務者　渡邉　健一
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　婦妃
4　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２２６号
東京都狛江市東和泉２丁目３番６号ハイム若竹東和泉201
債務者　布施　哲朗
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　穂積　　剛
4　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２２７号
東京都練馬区田柄４丁目32番４―406号
債務者　布施　宗紀
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　穂積　　剛
4　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２８１号
東京都西東京市芝久保町２―14―40レオパレスラビドールⅢ205、住民票上の住所埼玉県入間市大字新久845番地94　12―157
債務者　芳本　恵介
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上條　辰徳
4　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月11日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６８号
新潟県燕市吉田神田町８番４号
債務者　黒田　善彦
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　破産債権の届出期間　平成30年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７０号
新潟市中央区上所上１丁目１番８号　フリージア301号
債務者　風巻　瑞穂（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成30年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６２号
広島県安芸郡府中町本町５丁目１番６―304号　ゲートアキ
債務者　フィットネスｒｅｆｏｒｇｅこと　中杉　誠司
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓮見　和章
4　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第４７号
函館市杉並町23番10号
債務者　鈴木マリ子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第４８号
函館市富岡町３丁目40番16号　マンションハイライフ　203
債務者　戸塚　奈穂
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第５３号
函館市柳町７番10―305号　イーストコア
債務者　川村　卓也
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第５４号
函館市神山２丁目７番３―208号　神山コスモビル
債務者　下間美江子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１２号
青森県十和田市東十三番町26番７―９号　牛泊アパート８号
債務者　苫米地理代子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１７２７号
埼玉県熊谷市曙町４丁目82番地　ドリームハイツ102（申立時の住所）埼玉県鴻巣市宮前424番地１　オリス鴻巣Ｃ　203、旧住所埼玉県熊谷市下奈良554番地２
債務者　尾﨑　賀美
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６９号
埼玉県鴻巣市箕田301番地１　106号室　エルディムホリエⅡ
債務者　堀江　敏之
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係